

提 案 理 由

| 議案番号      | 提 案 理 由   |
|-----------|---|
| 報告第 1 号   | 〔専決処分の報告について〕（訴えの提起について）<br>市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について専決処分したため，市議会に報告するものである。  |
| 報告第 2 号   | 〔専決処分の報告について〕（訴えの提起について）<br>市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について専決処分したため，市議会に報告するものである。  |
| 議案第 1 9 号 | 〔三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例（案）〕<br>平成 3 0 年 7 月豪雨災害の教訓を活かし，今後起こり得る災害に備えて災害に特化した減免の基準を明確にすることで，災害発生後速やかに市税等の減免の可否を決定し，被災世帯の早期生活再建に寄与するため，税制面において最大限の被災者支援措置を講じることを目的として，三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例を定めようとするものである。 |
| 議案第 2 0 号 | 〔三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）〕<br>地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 7 の規定により，長期継続契約を締結することができる契約を定めるため，三次市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を定めようとするものである。  |
| 議案第 2 1 号 | 〔三次市山の学校設置及び管理条例（案）〕<br>都市と農村の交流を促進し，活力あるまちづくりを進めるため，豊かな農村環境の下での研修，レクリエーション，農業体験等を通じて，都市住民に憩いの場を提供し，地域住民等の交流及び研修を行い，並びに農村文化活動を促進するため，三次市山の学校設置及び管理条例を定めようとするものである。  |
| 議案第 2 2 号 | 〔三次市運動場設置及び管理条例（案）〕   |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>スポーツの普及振興と市民の健康増進を図る目的で国土交通省から占有許可を受け供用している2施設について、災害時等においてより適切に管理を行うため、三次市運動場設置及び管理条例を定めようとするものである。</p>   |
| 議案第23号 | <p>〔三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)〕</p> <p>非常勤特別職の職員の報酬月額を改定するため、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年三次市条例第66号)の一部を改正しようとするものである。</p>                                     |
| 議案第24号 | <p>〔三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)〕</p> <p>職員が長年培ってきた知識・経験を引き続き活用し、急速に変化する社会経済情勢への対応による諸制度の改正や複雑・多様化するニーズへ対応するため再任用職員を弾力的に任用することができるよう、関係条例である三次市職員の給与に関する条例(平成16年三次市条例第70号)の一部を改正しようとするものである。</p> |
| 議案第25号 | <p>〔三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例(案)〕</p> <p>既に活用されていない公共施設を整理するため、関係条例である三次市共同利用施設設置及び管理条例(平成16年三次市条例第196号)ほか1条例の一部を改正するとともに、三次市介護予防等拠点施設設置及び管理条例(平成16年三次市条例第152号)ほか4条例を廃止しようとするものである。</p>       |
| 議案第26号 | <p>〔三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例(案)〕</p> <p>土地開発基金の額を5億円以上とするため、関係条例である三次市土地開発基金条例(平成16年三次市条例第108号)の一部を改正しようとするものである。</p>  |

|          |  |
|----------|--|
| 議案第 27 号 | <p>〔三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>土地取得特別会計の設置目的に用地整備を含むこととするため、関係条例である三次市特別会計条例（平成 16 年三次市条例第 77 号）の一部を改正しようとするものである。</p> <p>なお、平成 30 年 12 月定例会において可決成立した「三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例」の規定中に三次市特別会計条例の一部を改正する規定が同一施行日で存在するため、同条例の一部を改正しようとするものである。</p> |
| 議案第 28 号 | <p>〔三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>三次市栄町コミュニティ集会所，三次市七日市下コミュニティ集会所，三次市みどりヶ丘集会所及び三次市上山三区集会所を普通財産に変更することに伴い，関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 41 号）の一部を改正しようとするものである。</p>   |
| 議案第 29 号 | <p>〔三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>上田体育館を三次市山の学校と一体的に管理を行うため，関係条例である三次市体育施設設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 128 号）の一部を改正しようとするものである。</p>   |
| 議案第 30 号 | <p>〔三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>三次市江の川カヌー公園さくぎの施設利用料金を定めるため，関係条例である三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 205 号）の一部を改正しようとするものである。</p>   |
| 議案第 31 号 | <p>〔三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）〕</p>   |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>国民健康保険制度の県単位化に伴い，身近な地域で質の高い医療サービスが受けられる効率的な医療提供体制の実現に努めるとともに，県民である被保険者が所得を基準とした負担能力に応じて保険税を負担する公平な医療保険制度をめざし，国民健康保険税の税率の全面見直し等を行うため，関係条例である三次市国民健康保険税条例（平成16年三次市条例第82号）の一部を改正しようとするものである。</p> |
| 議案第32号 | <p>〔三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>三次市糸井老人集会所，三次市下布野老人集会所清風荘及び三次市三玉地区老人集会所の3施設を普通財産に変更することに伴い，関係条例である三次市老人集会施設設置及び管理条例（平成16年三次市条例第151号）の一部を改正しようとするものである。</p>                            |
| 議案第33号 | <p>〔三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>八次第3放課後児童クラブの設置場所を変更するため，関係条例である三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例（平成26年三次市条例第23号）の一部を改正しようとするものである。</p>   |
| 議案第34号 | <p>〔指定管理者の指定について〕</p> <p>きさ安田パークゴルフ場の指定管理者を指定することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により，市議会の議決を求めようとするものである。</p>  |
| 議案第35号 | <p>〔指定管理者の指定の変更について〕</p> <p>作木常清滝キャンプ場の公用廃止に伴い指定管理期間を変更することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により，市議会の議決を求めようとするものである。</p>  |
| 議案第36号 | <p>〔過疎地域自立促進計画の変更について〕</p>   |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>平成 2 8 年 3 月に策定した過疎地域自立促進計画へ，新たに「三次市立図書館改修事業」及び「美術館あーとあい・きさ改修事業」を追加し，同計画を変更することについて，過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により，市議会の議決を求めようとするものである。</p>  |
| 議案第 3 7 号 | <p>〔市道路線の認定について〕</p> <p>市道路線の認定基準を満たす，市道三次 1 5 6 号線ほか 7 路線の市道認定をすることについて，道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき，市議会の議決を求めようとするものである。</p>                                      |
| 議案第 3 8 号 | <p>〔工事請負契約の一部変更について〕</p> <p>三次市生涯学習センター耐震及び改修工事において，株式会社 壱心と締結している工事請負契約を変更することについて，三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）第 2 条の規定により，市議会の議決を求めようとするものである。</p> |